

施策名【環境保全】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事務事業	管理办法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
5.快適な暮らしを創る 環境豊かなまちづくり	1.豊かな自然環境との共生	1.環境保全	(2)環境保全対策の推進	5112-8	動物愛護事業	通常	1		猫繁殖制限手術費補助金	環境政策課	環境保全係	

令和4年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	猫繁殖制限手術費補助金		
事務事業名称	猫繁殖制限手術費補助事業	事務事業コード	5112-8
所 管	環境 部 環境政策 課 環境保全 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市猫繁殖制限手術費補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 24 年度 (経過年数 10 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 5 年度
目的	飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術に要する経費に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 (1) 飼い猫 不妊手術にあっては1匹につき5,000円、去勢手術にあっては1匹につき3,000円 (2) 飼い主のいない猫 不妊手術にあっては1匹につき8,000円(妊娠している場合であって別途処置費用が発生するものに限り、一匹につき10,000円)、去勢手術にあっては1匹につき5,000円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	飼い猫100件、飼い主のいない猫500件を目標値として設定する。		目標値 600件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数		809 件	766 件	
決算額(予算額)		4,968,200 円	4,874,700 円	2,200,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	3,369,200 円	3,675,700 円	1,001,000 円
	一般財源	1,599,000 円	1,199,000 円	1,199,000 円
指標	目標値 (単位)	600 件	600 件	600 件
	実績値 (単位)	809 件	766 件	
	達成率	134.8 %	127.7 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	・飼い猫194件 ・飼い主のいない猫615件	・飼い猫95件 ・飼い主のいない猫671件 (飼い猫分の予算減額)	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・飼い主のいない猫に対する補助金の交付件数は増加しており、市民の快適な生活環境を保持するためには事業を継続して実施する必要がある。 ・不妊去勢手術を実施した地域では、飼い主のいない猫の繁殖が抑制されたとの報告があり、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方針(Action)

今後の方針	現行どおり
今後の取組方針	・財源確保の手法として引き続きふるさと納税制度を利用した寄附を募り、短期的に手術頭数を増加させていくことで効果を上げていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 -：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】